

建築基準法施行令第 87 条の規定に基づく、地表面粗度区分及び V_0 は平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1454 号「E の数値を算出する方法並びに V_0 及び風力係数の数値を定める件」により、計算してください。

1 地表面粗度区分

静岡県では、地表面粗度区分のうち I 及び IV の区域は定めていません。

I	都市計画区域外にあって、極めて平坦で障害物がないものとして特定行政庁が規則で定める区域
II	都市計画区域外にあって地表面粗度区分 I の区域以外の区域（建築物の高さが 13m 以下の場合を除く。）又は都市計画区域内にあって地表面粗度区分 IV の区域以外の区域のうち、海岸線又は湖岸線（対岸までの距離が 1,500m 以上のものに限る。以下同じ。）までの距離が 500m 以内の地域（ただし、建築物の高さが 13m 以下である場合又は当該海岸線若しくは湖岸線からの距離が 200m を超え、かつ、建築物の高さが 31m 以下である場合を除く。）
III	地表面粗度区分 I、II 又は IV 以外の区域
IV	都市計画区域内にあって、都市化が極めて著しいものとして特定行政庁が規則で定める区域

2 V_0 （風速 単位：m / 秒）

市町村によって、次の表に掲げる数値とします。なお、告示に記載された市町村名は合併前のものとなっていますので、合併後の市町村に読み替えてください。

(一)	(二)から(九)までに掲げる地方以外の地方	30
(二)	静岡県のうち 静岡市 浜松市 清水市 富士宮市 島田市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 袋井市 湖西市 富士郡 庵原郡 志太郡 榛原郡のうち御前崎町、相良町、榛原町、吉田町及び金谷町 小笠郡 磐田郡のうち浅羽町、福田町、竜洋町及び豊田町 浜名郡 引佐郡のうち細江町及び三ヶ日町	32
(三)	静岡県のうち 沼津市 熱海市 三島市 富士市 御殿場市 裾野市 賀茂郡のうち松崎町、西伊豆町及び賀茂村 田方郡 駿東郡	34
(四)	静岡県のうち 伊東市 下田市 賀茂郡のうち東伊豆町、河津町及び南伊豆町	36

現在の市町村名に置き換えると、下記の通りとなります。

(一)	浜松市のうち(旧)天竜市、(旧)浜北市、(旧)春野町、(旧)龍山村、(旧)佐久間町、(旧)水窪町及び(旧)引佐町 磐田市のうち(旧)豊岡村 森町 川根町 川根本町	30
(二)	静岡市 浜松市のうち(旧)浜松市、(旧)舞阪町、(旧)雄踏町、(旧)細江町、(旧)三ヶ日町 富士宮市 島田市 磐田市のうち(旧)磐田市、(旧)福田町、(旧)竜洋町及び(旧)豊田町 焼津市 掛川市 藤枝市 袋井市 湖西市 菊川市 牧之原市 御前崎市 芝川町 富士川町 由比町 岡部町 大井川町 吉田町 新居町	32
(三)	沼津市 三島市 熱海市 富士市 御殿場市 裾野市 伊豆の国市 伊豆市 賀茂郡のうち松崎町及び西伊豆町 函南町 小山町 清水町 長泉町	34
(四)	伊東市 下田市 賀茂郡のうち東伊豆町、河津町及び南伊豆町	36

垂直積雪量は、静岡県建築基準法施行細則で以下の通り定めています。

建築基準法施行令第86条第2項により、単位荷重は、積雪量1cmごとに1㎡につき20N以上としなければならない。

(垂直積雪量)

第10条の2 政令第86条第3項の規定により規則で定める垂直積雪量は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域の区分に応じて、同表の右欄に掲げる数値とする。ただし、多雪区域を指定する基準及び垂直積雪量を定める基準を定める件(平成12年建設省告示第1455号)第2に掲げる式又は同告示第2ただし書に規定する手法により、建築物の敷地の区域を同告示第2本文に規定する市町村の区域又は同告示第2ただし書に規定する当該区域とみなして計算できる場合にあつては、当該式又は手法により計算した数値とすることができる。

区域	数値
伊東市 下田市 御前崎市(平成16年3月31日における行政区画による浜岡町(以下「旧浜岡町」という。)の区域に限る。) 牧之原市(平成17年10月10日における行政区画による相良町(以下「旧相良町」という。)の区域に限る。) 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町	0.25m 以上
熱海市 三島市 島田市 磐田市 掛川市 藤枝市 袋井市 湖西市 伊豆市(平成16年3月31日における行政区画による修善寺町及び土肥町(以下それぞれ「旧修善寺町」及び「旧土肥町」という。)の区域に限る。) 御前崎市(旧浜岡町の区域を除く。) 菊川市 伊豆の国市 牧之原市(旧相良町の区域を除く。) 函南町 清水町 長泉町 富士川町 由比町 岡部町 大井川町 吉田町 森町 新居町	0.30m 以上
裾野市 伊豆市(旧修善寺町及び旧土肥町の区域を除く。) 芝川町	0.35m 以上
川根町 川根本町(平成17年9月19日における行政区画による中川根町(以下「旧中川根町」という。)の区域に限る。)	0.40m 以上
小山町 川根本町(旧中川根町の区域を除く。)	0.45m 以上
御殿場市	0.55m 以上

【参考】

詳細は、各市の建築基準法施行細則で確認してください。

市	区域	数値
静岡市	(1) 都市計画区域	0.30m 以上
	(2) 都市計画区域以外の区域(ただし、(3)の区域を除く。)	0.40m 以上
	(3) 口坂本 井川 岩崎 上坂本 田代 小河内 入島 梅ヶ島	0.55m 以上
浜松市	下記以外の区域内	0.30m 以上
	春野地域自治区、佐久間地域自治区及び龍山地域自治区の区域内	0.35m 以上
	水窪地域自治区の区域内	0.45m 以上
沼津市	全域	0.30m 以上
富士宮市	全域	0.35m 以上
富士市	全域	0.30m 以上
焼津市	全域	0.30m 以上